

表彰規程

社団法人 日本鍛造協会
制定 平成15年11月11日
改定 平成17年11月9日
改定 平成20年9月26日
一般社団法人 日本鍛造協会
制定 平成24年9月5日

(目的)

第1条 鍛造関連産業の健全な発展を図ることを目的とする一般社団法人日本鍛造協会（以下、当協会という）は、この目的の達成に功績がある者に対し、当協会として祝い、感謝し、またはその労をねぎらうこととする。

2 前項の趣旨に則り、当協会の表彰制度を定めることにより、事業の更なる隆盛を図り、当協会の発展に資することを目的とする。

(表彰の範囲)

第2条 表彰は、当協会の運営ばかりでなく、事業範囲内における経営、製品、技術、技能、安全、人材育成、国際交流等いかなる分野をも対象とし、多大な功績があり、その功績が個人または企業内に止まらず、当協会または鍛造関連業界に寄与したと認められる場合に行う。

(表彰の形式)

第3条 当協会の表彰は、原則として会長名の表彰状・感謝状の授与をもって行う。

2 表彰状・感謝状の文面は、その功績の内容が明確になるように表現されなければならない。

(表彰の対象者)

第4条 当協会の表彰は、会員または会員企業内の個人の他、会員外の理事、監事、顧問、学識経験者および当協会事業への協力者等を対象とする。

2 前項については、当協会設立以前の団体に属していた者および現に会員ではない者を対象にすることは、これを妨げない。

(推薦)

第5条 表彰対象者は、表彰の対象となる事項を所管する常設委員会が推薦するものとし、広範にわたる業界活動功労等該当する常設委員会が存在しない事項については、総合企画委員会が推薦する。

(推薦書の作成)

第6条 常設委員会は表彰対象者を推薦するに当たっては、広く情報を集め、慎重に審議し、その功績が十分に理解できる推薦書を作成し、総合企画委員会に提出しなければならない。

(審査)

第7条 各常設委員会から推薦のあった表彰対象者についての表彰の可否は、総合企画委員会がこれを審議し決定する。

2 総合企画委員会は、審議に際し、各委員会からの推薦者の功績を比較検討し、その均衡を図らなければならない。

3 第1項の審議に際し、総合企画委員会は必要に応じて、臨時の審査委員会を設置することができる。この審査委員会は、当協会の委員会規程第7条第5項に規定する分科会に準ずるものとする。

(表彰時期)

第8条 表彰は、原則として11月の素形材月間時に行う。

(周年行事時の表彰)

第9条 この表彰規程に関わらず、周年行事に際し、臨時の表彰規程を起案して、式典時に表彰することはこれを妨げない。

(外部の表彰)

第10条 当協会外からの会員または会員企業に属する個人に対する表彰について、当協会がこれを支援し協力することはこれを妨げない。

(細則)

第11条 この規程に関して必要な細則は、会長・副会長が別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、業務執行理事が起案し、会長・副会長が審議決定した後、理事会の承認を得て行う。

附 則

この規程は平成24年 9月 5日から施行する。